

# 主任介護支援専門員(更新)研修に関するQ&A

令和5年1月26日  
愛媛県長寿介護課

## 1 研修に関すること

### 《受講要件について》

#### Q1 主任介護支援専門員更新研修の受講要件はどのような内容ですか。

- 【A1】 受講対象者は、主任介護支援専門員研修を修了後、愛媛県内の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に対して、直近の過去5年以内に指導した実践事例が提出できる者であり、次の(1)～(4)のすべての条件に該当する者としてします。
- (1) 主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者
  - (2) 介護支援専門員への助言・指導及び地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践への協力が可能な者
  - (3) 主任介護支援専門員研修修了後、直近の過去5年以内に下記の①～⑤のいずれかに該当する者
  - (4) 勤務先の所在する市町長から推薦を受けた者

受講要件	
①	介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
②	地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修に年4回以上参加した者
③	日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
④	日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
⑤	主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、愛媛県が適当と認める者

※オンライン研修については、主催者側が参加者の出席及び受講状況を確認できる場合のみ、当該研修の受講要件を満たす法定外研修として認めます。

ただし、以下のような方法を複数組み合わせ、出席及び受講状況の確認ができるものとします。

(例) 出席者の顔画像確認、レポートの提出、小テストの実施等

#### Q2 主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修は、市町長からの推薦が必要ですか。

- 【A2】 主任介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの中核をなす専門職であり、市町が推進する地域づくりに積極的に参画することが役割として求められます。
- このため、平成28年度から実施している主任介護支援専門員更新研修は、市町からの推薦を必要としていましたが、平成29年度から主任介護支援専門員研修においても、勤務先の属する市町長からの推薦が必要となるよう変更しましたので、両方の研修に市町長の推薦が必要です。

#### Q3 市町長からの推薦の基準はありますか。

- 【A3】 主任介護支援専門員として各地域において積極的なリーダー活動が実践できる方を推薦していただくよう市町へ依頼しております。
- 推薦基準については、推薦書に添付する受講確認書に記載された活動状況等を参考にした上で、地域の実情に応じて市町毎に別途推薦基準を設ける場合がありますので事前に該当の市町へお問い合わせください。
- また、推薦書の作成に当たっては時間を要しますので早めに準備をお願いします。

<要件①に関する事>

**Q4 「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」の基準はありますか。**

【A4】 介護支援専門員の資質向上に必要な知識技術の修得のための研修において、主任介護支援専門員研修修了後、直近の過去5年間に1回以上介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者となります。

**Q5 「介護支援専門員に係る研修」とは具体的にどのような研修が該当しますか。**

【A5】 介護支援専門員の資質向上に必要な知識技術を修得するための研修であり、以下のような研修が該当します。

なお、所属事業所や所属法人内部で行われる職場研修は該当しません。

《該当する研修例》

- (1) 介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく法定研修
- (2) 都道府県、市町、地域包括支援センターが行う研修
- (3) 日本介護支援専門員協会（他県ブロック、県各支部を含む）、愛媛県介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会が行う研修
- (4) 上記の機関・団体に準ずるものが行う研修

※「上記の機関・団体に準ずるもの」の例

- ①介護支援専門員連絡協議会が行う研修
- ②社会福祉協議会（都道府県、市町）が行う研修 等

**Q6 「介護支援専門員に係る研修の企画」とはどのような役割が該当しますか。**

【A6】 年間を通じて、介護支援専門員に係る研修の企画担当者（研修委員や役員としての参画等）として、企画から開催まで主に関わった場合を指します。  
企画業務への関わりが薄い場合（講師依頼、会場予約、研修案内作成、受講者管理等事務への関わりのみ）は該当しません。

**Q7 「ファシリテーター」とはどのような役割が該当しますか。**

【A7】 「ファシリテーター」とは研修実施機関から依頼を受け、研修時に講師と共に受講者へ指導・助言を行う等により研修の進行を推進する者をいいます。受付や進行の司会者は該当しません。

**Q8 「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」の証明は何を添付すればよいですか。**

【A8】 原則、研修実施機関が発行する証明書を提出してください。証明書等の様式は任意の様式で構いませんが、講師名、研修名、研修日時、研修実施機関の証明印等の記載が必要です。

証明書の提出が難しい場合は、講師依頼文書等の写し等で日時、内容、役割（企画、講師やファシリテーター）等が確認できる資料を添付してください。

なお、確認書類がお手元にない方は、担当した研修の実施主体に、証明書類等（日時、内容、役割（企画、講師やファシリテーター）等が確認できるもの）を発行してもらえるかご相談ください。

**Q9 「介護支援専門員に係る研修の企画、講師、ファシリテーターの経験がある者」に実務研修における「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合実習」で実習指導者として指導した場合も該当しますか。**

【A9】 現在、愛媛県では該当しないこととしています。今後、実習指導内容等により変更になる場合があります。

<要件②に関する事>

**Q10 「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等」とはどのような研修が該当しますか。**

【A10】 介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を修得するための研修であり、主に介護支援専門員を対象とした研修時間が90分以上のものとします。

原則、修了証や出席証明書等（任意の様式で可）で参加したことが証明できる研修が該当します。

ただし、以下のような研修は該当しません。

※《対象外の研修》

介護支援専門員としての業務遂行のために必須とされている研修（認定調査員研修等）、地域ケア会議、業務連絡を主とした連絡会、情報交換会、施設見学や施設紹介を主とした研修会、行政説明会、所属事業所や所属法人内部で行われる職場研修や所属法人内部で行われている定例的な事例検討会 等。

ただし、事例検討会のうち、地域包括支援センターや職能団体等が実施する広く地域の介護支援専門員を対象とした事例検討に関する研修会は対象とします。

**Q11 「地域包括支援センターや職能団体等」とはどのような機関・団体が該当しますか。**

【A11】 以下のような機関・団体が該当します。

ただし、主に介護支援専門員を対象とした研修であり、介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を修得するための研修内容であることが条件になり全ての研修が該当するわけではありません。

- (1) 都道府県、市町、地域包括支援センター
- (2) 日本介護支援専門員協会（他県ブロック、県支部を含む）、愛媛県介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会
- (3) 上記の機関・団体に準ずるもの

※「上記の機関・団体に準ずるもの」の例

- ①介護支援専門員連絡協議会
- ②社会福祉協議会（都道府県、市町） 等

**Q12 「法定外の研修に年4回以上参加した者」とありますが、年4回以上とはどの期間になりますか。**

【A12】 「年4回以上」とは、主任介護支援専門員の資格を有する期間（直近の過去5年間以内）のいずれかの単年度（4月1日～翌年3月31日の1年間）を指します。年度をまたいで受講した研修の合算はできませんのでご注意ください。複数日にまたがる研修で1日当たりの研修時間が90分以上の場合は、1日を1回とカウントしても構いません。

ただし、受講申し込み時点での「受講見込み」は回数に含まれません。

※本来、自己研鑽は自分に必要と思う研修を自ら受講することに意義があります。自己研鑽を積むということでは、回数に限らず積極的に研修を受講していくことを心がけてください。

**Q13 「職能団体等が開催する法定外の研修等への参加の証明」はどのようにすればよいですか。**

【A13】 原則、研修実施機関が発行する修了証・出席証明書及び研修カリキュラムが確認できる文書等の写しを添付してください。

証明書等の様式は、任意の様式で構いませんが、受講者名、研修名、研修日時、研修実施機関の証明印等の記載が必要です。

### <要件③に関する事>

**Q14 「日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者」とはどのような者が該当しますか。**

【A14】 日本ケアマネジメント学会以外の他団体が実施する研究大会等においてケアマネジメントに関する研究内容の演題発表を行った者も該当します。  
また、共同研究者として抄録に氏名が記載されていれば同等の経験者とみなします。

**Q15 「職能団体等が開催する法定外の研修等」において、証明書の発行がない時は、どうしたらいいですか。**

【A15】 原則、修了証等の証明書が発行された研修で申し込んでください。  
修了証明書等の発行がない場合は、受講（参加）した事が分かる個人名が記載された書類の写し等を提出してください。  
（例：氏名、研修名、研修日時等が記された参加通知、名札、参加券、領収書、研修時間の確認できるプログラム等）

### <要件④に関する事>

**Q16 認定ケアマネジャーの証明は何を提出すればいいですか。**

【A16】 有効期間内の認定ケアマネジャー認定証の写しを提出してください。

## 《事例の提出について》

**Q17 主任介護支援専門員研修を受講する前に準備することがありますか。**

【A17】 研修受講前に受講者自身の「介護支援専門員の指導・支援の実践事例」を提出する必要がありますので、指導をした際には記録を残しておくようにしてください。提出様式については、受講決定の際にお知らせする予定です。

**Q18 事例(指導事例)の提出が必要になっていますが、現任でないと受講できませんか。**

【A18】 現任でなくても、受講は可能ですが、主任介護支援専門員として居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターの介護支援専門員に対する指導事例の提出が必要になります。  
なお、主任介護支援専門員の地域での役割を鑑み、市町独自の基準で現任者に限る等の要件を設定している場合がありますので、勤務先の所属する市町の担当課で確認してください。

**Q19 一人ケアマネのため、指導事例がありません。どうしたらいいですか。**

【A19】 指導事例が提出できない場合は受講が出来ません。  
主任介護支援専門員は、他の介護支援専門員に対する適切な助言・指導や地域づくりへの参画などを実践することを目的に制度化された資格です。そのため、資格取得後は上記の経験があることが前提となります。

**Q20 施設の介護支援専門員への指導事例の提出でも受講は可能ですか。**

【A20】 受講できません。  
事例の提出については、愛媛県内の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に対して指導をした事例の提出に限っています。

## 2 登録等に関すること

### 《登録及び受講時の留意点について》

**Q21 介護支援専門員証の有効期間満了後であっても、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間内であれば研修を受講できますか。**

【A21】 受講できません。

介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員資格も喪失されます。主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方は、介護支援専門員更新研修を受講し、一度介護支援専門員証を更新してください。

**Q22 主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合どうなりますか。**

【A22】 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員としての資格喪失となります。ただし、介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能です。

**Q23 主任介護支援専門員更新研修を受講すれば、通常の更新研修を受講しなくてもいいのですか。**

【A23】 主任介護支援専門員更新研修を受講し、かつ修了すれば、通常の介護支援専門員更新研修は免除となります。

**Q24 主任介護支援専門員更新研修を修了した後に更新申請の手続きは必要ですか。**

【A24】 別途、更新の手続きが必要です。

主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは介護支援専門員証の更新手続きは免除とはなりません。介護支援専門員証の更新と同様、有効期間内に更新手続きをしてください。

その場合は、「介護支援専門員証の有効期間」は、原則として、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付するものとしますが、置換を希望しない場合は別段の申出により置き換えないことが可能です。

なお、置換を希望しない場合は、介護支援専門員証の有効期間と主任資格の有効期間が異なりますのでご注意ください。個別のご案内はありませんので、ご自身で忘れないように更新の手続きをしてください。

**Q25 主任介護支援専門員更新研修はいつから受けることができますか？**

【A25】 主任介護支援専門員更新研修の受講対象者は、主任介護支援専門員研修の修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者となっていますので、修了証明書の有効期間にご確認ください。

**Q26 主任介護支援専門員の有効期間はいつからいつまでですか？**

【A26】 有効期間は、主任介護支援専門員研修修了日から5年間です。主任介護支援専門員の有効期間満了日までに「主任介護支援専門員更新研修」を修了すれば、主任資格を取得した主任研修修了日を基準に、5年ずつ有効期間が延びていきます。

このため、早めに主任介護支援専門員更新研修を受講したとしても、主任介護支援専門員の有効期間が短くなることはありません。

**Q27 主任介護支援専門員の資格の有無や有効期間は、どのように確認するのですか？**

【A27】 主任介護支援専門員の資格については、介護支援専門員証のような資格証は交付されません。主任介護支援専門員であることや有効期間を証明できるものは、「主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書」となります。

よって「主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書」は、介護支援専門員証と同様に非常に重要なものとなりますので、厳重に保管してください。

**Q28 主任介護支援専門員更新研修を修了する前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合、主任介護支援専門員更新研修を受講できますか？**

【A28】 受講できません。

介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了できない場合は、先に通常の更新研修を受講していただき、介護支援専門員証の有効期間を更新したのち、主任介護支援専門員更新研修を受講してください。

**Q29 主任介護支援専門員資格を更新しなかったのですが、再度、主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすればよいですか？**

【A29】 主任介護支援専門員更新研修を受講せず、資格が喪失した場合は、再度、主任介護支援専門員研修から受講する必要があります。

**Q30 主任介護支援専門員研修を受講した場合も主任介護支援専門員更新研修と同じように更新研修が免除されますか？**

【A30】 免除されません。

主任介護支援専門員更新研修を受講して修了した場合は更新研修を受講したとみなされますが、主任介護支援専門員研修を受講したことで更新研修は免除されません。

**Q31 介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合でも、主任介護支援専門員資格は有効ですか？**

【A31】 介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合は、介護支援専門員資格失効と同時に、主任介護支援専門員資格も失効となります。

**Q32 提出先・問合せ先はどこになりますか？**

【A32】 介護支援専門員の登録や介護支援専門員証の発行などに関する提出先・問合せ先は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課になります。（研修の申込は、愛媛県社会福祉協議会）各種手続きについては県ホームページでお知らせしています。提出書類のダウンロードも可能ですので、こちらをご確認ください。

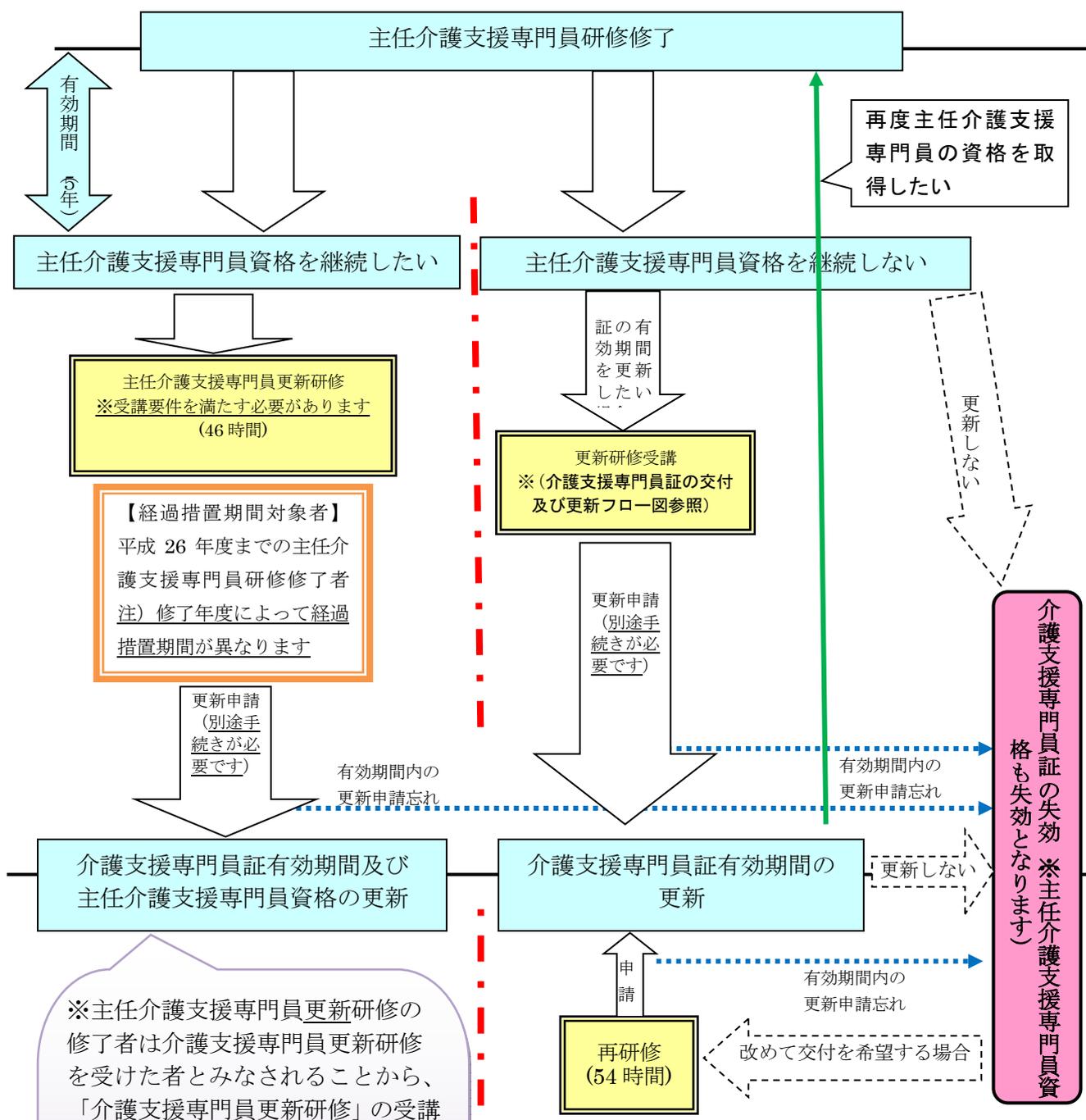
<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.html>

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

愛媛県保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課 介護研修係

TEL 089-912-2338 FAX 089-935-8075

主任介護支援専門員研修修了後の介護支援専門員証の交付及び更新フロー図（H28年度～）



※主任介護支援専門員更新研修の修了者は介護支援専門員更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講については免除となります。  
 なお、主任介護支援専門員研修では介護支援専門員更新研修は免除になりませんのでご注意ください。  
 また、介護支援専門員証については、原則、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付しますが、置換を希望しない場合は別段の申し出により、置き換えないことが可能です。